

報告書

令和2年10月27日

新潟地方最低賃金審議会
会長 永井雅人 殿

新潟地方最低賃金審議会
検討小委員会（新潟県各種商品小売業）
委員長 木南直之

当委員会は、貴職から調査審議を命ぜられた、令和2年7月28日新労発基0728第1号により貴会に諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）の改正の必要性の有無について、調査審議を行った結果、委員全員の一致により、本報告書の通りの結論に至ったので報告する。

1. 審議の経過

当委員会は、8月21日、9月8日、同15日、10月14日、同26日及び同27日の6回、委員会を開催し、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について調査審議を重ねてきた。

調査審議に関わった当委員会委員は以下の通りである。

公益代表委員（委員長）	木南直之
同（委員長代理）	二岸直子
労働者代表委員	桑原典子
同	羽賀潤一郎
使用者代表委員	佐藤佐智夫
同	名古屋祐三

調査審議に際しては、関係労使に対し、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無について、意見書の提出及び口頭での意見陳述を求める公示を行ったところ、次の各氏から、意見書の提出及び口頭での意見陳述の希望があったので、これらの者から提出された意見書及び口頭での意見陳述の結果も、新潟労働局から提出された各種統計資料等とともに、資料とした。

関係労働者（意見書及び口頭陳述）
同（意見書及び口頭陳述）
同（意見書）
同（意見書）
同（意見書）
関係使用者（口頭陳述）
同（意見書）



調査審議に当たって、労働者代表委員及び使用者代表委員からは、後掲する主張がなされた。また、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性の有無の検討の前提として、現在の最低賃金額842円の水準が妥当であるかについても、一通り調査審議を行った。

当委員会としては、特定最低賃金の趣旨に照らし全会一致を目指すべく議論及び交渉を行った結果、全会一致により、後掲する結論に至ったので、貴委員会に報告するものである。

2. 労働者代表委員主張及び関係労働者意見の要旨

労働者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はあるとして、その理由として主に次の各点を主張した。

1. 現状、新潟県最低賃金は831円であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の842円を上回っておらず、新潟県各種商品小売業最低賃金は、特定最低賃金として現に効力を有していること。
2. 各種商品小売業を含む小売業は、それに従事する労働者が多く雇用の担い手としての役割は大きいところであるが、現在は、人気業種とは言えず、人手不足が恒常的に続いており、今後、魅力、活力ある産業となるべく、また、雇用の受け皿、地域の発展、利便性を充足するためにも、そこで働く労働者の勤労意欲は地域に不可欠であり、これらの観点から、新潟県各種商品小売業最低賃金の引上げは重要であること。
3. 賃金構造基本統計調査では、小売業の賃金は低位にあり、新潟県における特定最低賃金の中で、新潟県各種商品小売業最低賃金は最も低額であり、その底上げは重要であること。
4. パートタイマー、アルバイト、契約社員、派遣労働者など非正規雇用を中心とした多様な働き方の労働者が産業を支えており、こうした幅広い働き方の労働者を見据えた議論が重要であること。
5. 新型コロナウイルス感染症の影響により、各種商品小売業が非常に厳しい状況におかれていることは十分了知しており、新潟県各種商品小売業最低賃金は、そうした業界の採用賃金に大きな影響を及ぼすことから慎重検討しなければならないという認識はあるものの、一方で、その最低賃金がエッセンシャルワーカーとして地域の住民の生活を支える役割を果たしていることや、各種商品小売業だけでなく、小売業全体に対して、多大な影響力を持っていることを鑑みれば、生活不安打開へのメッセージとするべく、その引上げの必要があると認められること。
6. 特定最低賃金である新潟県各種商品小売業最低賃金の改正については、その関係労使のイニシアチブによって決定すべきところ、当小委員会や新潟地方最低賃金審議会の労働者及び使用者代表委員は、その関係労使の直接の代表というわけではなく、関係労使の委員で構成される専門部会を開催し慎重に審議した上で、その労使委員の合意をもって金額を決定すべきであること。

また、関係労働者の意見陳述の要旨は以下のとおりである。

■■■■氏は、各種商品小売業を支えるのはパートタイム労働者であり、新潟県各種商品小売業最低賃金の引上げは各企業内最低賃金であるパートタイム労働者の採用賃金に大きく影響を及ぼし、そのことは、各種商品小売業だけでなく小売業に働くパートタイム労働

者の生活向上に導く重要な役割を担うものであるなどとして、その引上げの審議が必要であると主張した。

氏は、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を受ける労働者は主にパートタイム労働者であることを指摘したうえで、月給制社員とほぼ同等の業務に従事するパートタイム労働者が存在することに鑑みれば、その賃金水準について月給正社員との間で均衡を保つ必要があり、また、家計を主に支えるパートタイム従業員が増加傾向にあり、その従業員の生活を維持するためにも、新潟県各種商品小売業最低賃金の継続的な引き上げが、実際の賃金改善に繋がるなどとして、その引上げの審議が必要であると主張した。

氏は、異常気象や災害時のインフラとして小売業の必要性が高まっていること、また、新潟県各種商品小売業最低賃金の影響を強く受ける非正規労働者の割合が各種商品小売業においては大きいことを考慮すれば、その優秀な人材確保のため、他の特定最低賃金と比較して低額である新潟県各種商品小売業最低賃金は必要であるなどとして、その引上げの審議が必要であると主張した。

氏は、各種商品小売業に従事する労働者は、いわば日常生活を支えるエッセンシャルワーカーともいえ、こうした労働者の強固な雇用基盤を将来に渡って確保するためにも、その引上げが必要不可欠であるなどとして、その引上げの審議が必要であると主張した。

中島弘行氏は、新潟県における各種商品小売業の賃金は、首都圏や他の業界と比較して低額であり、そうした地域格差及び業界格差の是正が必要であり、そのためには新潟県各種商品小売業最低賃金の引上げが必要不可欠であるなどとして、その引上げの審議が必要であると主張した。

3. 使用者代表委員主張及び関係使用者意見の要旨

使用者代表委員は、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正の必要性はないとして、その理由として主に次の各点を主張した。

1. 昨年度、一時的とはいえ、新潟県最低賃金が新潟県各種商品小売業最低賃金を6円上回った事実があることを鑑みれば、新潟県各種商品小売業を取り巻く環境は以前とは大きく変わってきていると指摘でき、確かに、今年度新型コロナウイルス感染症の影響により昨年度のような事態は生じなかったものの、近い将来、昨年度同様の事態が生じるのは確実であり、もはやその特定最低賃金としての存在意義に重大な疑問があり、そうであるとすれば、その金額の審議の必要はないこと。
2. 各種商品小売業の現状について具体例を挙げれば、今年度7月売上額について、それぞれ100分率で前年比、三越伊勢丹ホールディングスは29.9、J.フロントリテイリングは24.9、エイチ・ツー・オー リテイリングは14.2、高島屋は20.5、そごう・西武は15.2ポイントの大幅減で低調に推移し、8月以降も前年より大幅な減少が続いており、各種商品小売業においては賃金を引き上げる状況にないこと。
3. 新潟県内における各種商品小売業の現状をみても、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時期よりは改善の兆しはあるものの引き続き先行き不透明感が払拭できておらず、近年、イトーヨーカドー丸大柏崎店、同長岡店、イトーヨーカドー直江津の閉店などが発生した事実も鑑みれば、その賃金を引き上げる状況にないこと。
4. 新潟県各種商品小売業最低賃金は、中小零細企業も対象になっているが、そうした中小零細企業は大手企業に比べ一層厳しい環境にあり、その賃金を引き上げる状況にないこと。
5. 各種商品小売業は、同業種内での競争ではなく、現在においては、通信販売業、食料品小売業及びコンビニエンスストアなどとの競争が余儀なくされており、かつその競争の中で各種商品小売業は劣勢であり、その各種商品小売業のみについて特定最低賃金を設定するのは、公正競争をかえって害する恐れがあること。
6. 各種商品小売業は、以上指摘した通り、その業界を取り巻く環境は大きく様変わりしており、各種商品小売業者の閉店も続き、新潟県各種商品小売業最低賃金の適用労働者も減少しており、もはや特定最低賃金としての必要性が認められないこと。
7. 他の都道府県においては、各種商品小売業の最低賃金の改定が近年行われていない例も多く、新潟県各種商品小売業最低賃金について金額改正を行う積極的理由が見出しがたいこと。

また、関係使用者の意見陳述の要旨は以下のとおりである。

■■■■氏は、新潟県各種商品小売業最低賃金は、時代の変化の中で、その存在意義が著しく低下しており、むしろ他の業種との公正競争の妨げともなっている状況にあることを指摘し、そのことを鑑みれば、それを見直す時期であるなどとし、そうであれば、その引上げの審議は不要であると主張した。

■■■■氏は、各種商品小売業に留まらず食料品小売業なども対象となる特定最低賃金であれば公正競争の確保に資する可能性はあるもの、新潟県各種商品小売業最低賃金はそれとは異なること、また、現状の新潟県各種商品小売業最低賃金の水準自体は妥当であるなどとし、その引上げの審議は不要であると主張した。

4. 結論

1. 貴会においては、令和2年7月28日新労発基0728第1号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき新潟労働局長より諮問のあった新潟県各種商品小売業最低賃金（平成20年新潟労働局最低賃金公示第4号）の改正決定の必要性の有無について、次項に掲げる付帯決議をすることを条件として、「改正決定することを必要と認める」と決定し、これを新潟労働局長に対し、答申すべきである。
2. 貴会においては、前項の答申をするに際し、次に掲げることを内容とする付帯決議を行い、その決議内容について、委員の共通理解を図るべきである。

新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の答申に際しての付帯決議

1. 新潟県各種商品小売業最低賃金を改正決定することを必要と認める答申は、関係労使の委員で構成される新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会を開催し、その関係労使のイニシアチブにより、その合意をもって、新潟県各種商品小売業最低賃金の金額決定することを求める趣旨のものであって、金額引上げを前提とするものではなく、据置きという結論もありうることを確認する。
2. 新潟地方最低賃金審議会検討小委員会（新潟県各種商品小売業）において、現在の新潟県各種商品小売業最低賃金額842円の水準が妥当であるかについても、一通り調査審議を行った経緯に鑑みれば、この小委員会における審議状況も審議に活用し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会による審議は、特段の事情のない限り、1回の会議で結論を導くことを求める。
3. 従前、新潟地方最低賃金審議会においては、特定最低賃金の金額改正の審議において、全会一致以外での決議がないことを強く留意し、新潟県各種商品小売業最低賃金専門部会においては、従前の改正審議以上に全会一致により結論を見出すことを強く求める。
4. 今後、新潟県各種商品小売業最低賃金の改正決定の必要性の有無の審議が求められた際は、今回の結論を前提とはせず、可能な限り関係労使の参加を求め、広範な観点から改めて慎重に審議し、全会一致で結論を見出すべく努力すべきである。